

長期履修制度に関する要綱

札幌医科大学大学院医学研究科

(医学研究科委員会 平成29年9月14日)

(医学研究科委員会 平成30年7月26日)

(医学研究科委員会 令和6年11月14日)

修士課程及び博士課程において、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより学位を取得することができる長期履修制度を、本研究科において次のとおり定める。

1 申請資格

長期履修の申請ができるのは、次に掲げる事情等により、標準修業年限において修了することが困難と見込まれる者とする。

- (1) 官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く）または自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
- (2) 学業への専念が困難な事情により、アルバイト、パートタイム等の職業に就いている者
- (3) 育児・親族の介護等により、修学に影響がある者
- (4) その他、真にやむを得ない事情等を有すると認められる者

2 修業年限及び在学期間

長期履修による修業年限の申請は、各大学院学生の残された修業年限の倍を限度とする。

ただし、長期履修が認められた場合にあっては、大学院の在学期間は、札幌医科大学大学院学則第5条の規定を限度とする。

3 申請及び変更手続き

長期履修を希望する場合、入学予定者については、研究主科目の担当教員の下承を得た上、入学手続き案内で定める時期までに、「長期履修申請書」（別紙様式1）を提出し、許可を受けるものとする。

また、在学中の大学院学生については、研究主科目の担当教員の下承を得たうえ、修士課程においては、第1年目在籍時の12月末までに、博士課程においては第1、第2及び第3年目在籍時の12月末までに「長期履修申請書」（別紙様式1）に履修計画書を添付の上、提出し、承認を受けるものとする。

なお、承認された長期履修期間の延長を希望する者は、在学中に1回に限り、上記2項に規定する修業年限の限度内で、最終年の前年12月末までに「長期履修期間変更申請書」（別紙様式2）により変更申請を行うことが出来るものとする。

4 審査及び報告

申請書が提出された場合、研究科長は、教務委員会において審査を行い、研究科委員会の議を経て、審査結果を当該学生に通知する。

5 授業の履修計画

授業の履修及び単位の取得については、研究主科目の担当教員の指導に基づく計画的かつ柔軟な履修計画により授業履修及び単位取得に努めることとする。

なお、博士課程の修了要件となっている医科学研究コースの研究計画発表会、並びに臨床医学研究コース及びがん研究コースの研究経過発表会に関して、長期履修者の発表時期は、次表を踏まえ、履修計画書を提出する。

○博士課程における研究計画（経過）発表会の時期

長期履修期間	5年	6年	7年	8年
医科学研究コース	2年後期	3年後期	3年後期	4年後期
臨床医学研究コース がん研究コース	3年前期	4年前期	4年前期	5年前期

6 授業料

「北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金規則（平成19年4月1日規程第48号）」（以下「規則」という。）に基づき、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 授業料の年間納付額は、標準修業の大学院学生の授業料の年額に、標準修業年限の年数（修士課程は2年、博士課程は4年）を乗じて得た額を、長期履修を認められた年限の年数（修士課程は3年又は4年、博士課程は5年、6年、7年又は8年）で除した額とする。
- (2) 在学中に入学年次及び課程が同じ標準修業年限の大学院学生の授業料改定があった場合の授業料の年額は、標準修業年限の大学院学生が修業期間中に納めるべき額（以下「標準授業料総額」という。）から長期履修を認められた大学院学生（以下「長期履修大学院学生」という。）が既に納付した授業料を控除した額を、残された修業年限で除した額（十円未満の端数があるときは切り上げ。）とする。
- (3) 「長期履修大学院学生」が長期履修期間を延長したときの授業料の年額は、「標準授業料総額」から長期履修期間の延長前に納付した授業料を控除した額を長期履修期間から修業済の期間を控除した年数で除した額（十円未満の端数があるときは切り上げ。）とする。
- (4) 「長期履修大学院学生」が、履修期間の途中で課程を修了する（期間の短縮、退学及び除籍を含む）場合にあっても、納付すべき授業料の総額は変更しない。その場合は、既に納めた授業料の総額と入学年次及び課程を同じくする標準修業年限の大学院学生が当該課程の期間中に納めるべき授業料の総額との差額を、規則に定められた日までに納付しなければならない。ただし、死亡した者並びに行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者の未納の授業料については、この限りではない。

7 休学について

計画的かつ継続的な履修といった長期履修制度の趣旨を踏まえ、原則として、病気以外の事由による休学は許可しないものとする。

病気以外の事由による申請があった場合は、その適否について、研究科長はその適否について、研究科委員会の議を経て、その取扱いを決定する。

8 その他

この取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

附 則

この制度は、平成 30 年度以降の入学生及び平成 29 年度時点で第 1 年目の大学院修士課程学生、第 1 年目から第 3 年目の大学院博士課程学生に適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 18 日から施行する。